

高砂市 省エネ家電買替促進事業 Q&A

作成日:令和6年7月11日

番号	質 問	回 答
1	申請書の受付はいつからですか。	令和6年7月16日(火)から令和6年10月31日(木)までです。 ※予算額に達し次第、受付は終了します(先着順)。 ※予算には上限がありますので、予算残額をご確認の上、購入していただくようお願いいたします。
2	補助件数はどのくらいですか。	予算総額は1,200万円です。全て上限額で申請された場合、補助件数は400件程度となります。
3	予算残額はどのようにして知ることができるか。	市ホームページにて、随時、予算残額を公表いたします。
4	予算額に達した場合は、申請受付はどうなるのか。	予算額に達した日に到着した申請で受付を終了し、当該到着日の申請の中で抽選を行います。そのため、申請したにもかかわらず、不交付となる場合があります。
5	予算の終了はエアコンや冷蔵庫、LEDの区分ごとで分けるのか。	区分ごとで分けず、予算総額の範囲内で交付します。
6	申請ができるのはどの時点からですか。	対象家電の設置が完了した時点から申請が可能です。対象機器が設置される前の申請はできません。
7	市外在住の息子が、市内在住の母親のために対象機器を購入した場合、対象となるか。	原則、申請者=対象家電の購入者=設置場所に居住する者としているため、対象外となります。
8	賃貸アパートに住んでいるが、対象となるか。	対象となります。
9	世帯主ではないが、申請できるか。	同一世帯であれば、申請可能です。ただし、申請は1世帯につき、1回限りとなります。
10	法人が購入して事業所に設置する場合は対象となるか。	対象になりません。本補助金は、個人の方を対象にしたものです。
11	店舗兼住宅に居住しているが、対象となるか。	対象家電の設置場所が店舗部分ではなく、住宅部分であれば対象となります。
12	対象家電は何ですか。	省エネ基準達成率100%以上の次の家電製品 (1) エアコン(目標年度:2027年度) (2) 冷蔵庫(目標年度:2021年度) (3) LED照明器具(目標年度:2020年度)(電球、ランプのみの購入を除く) ※省エネ基準達成率は、「省エネ型製品情報サイト」をご確認ください。 ※サイトに登録のない製品については、製造事業者や販売店などにご確認ください。

13	買替前の家電製品（リサイクル処分する家電製品）に要件はありますか。	あります。エアコン・冷蔵庫については、「2018年以前に製造されたものからの買替えであること」が要件となります。（製造から6年以上経過していることが条件です。）
14	エアコンの台数に制限はありますか。	台数制限はありません。ただし、複数台購入しても助成金額の上限額は変わりません。
15	「省エネ基準達成率」とは何ですか。100%以上でないと補助金が出ないのか。	「省エネ基準達成率」とは、省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための目標基準をその製品がどのくらい達成できているかを示すものです。それぞれの製品分類ごとに、その年度までに省エネ基準を達成することを目指す、という「目標年度」が定められています。目標年度に対する省エネ基準達成率が100%以上の <u>エアコン</u> （目標年度：2027年度）、 <u>冷蔵庫</u> （目標年度：2021年度）と、 <u>LED照明器具</u> （目標年度：2020年度）が補助の対象となります。
16	インターネット等通販で購入した場合でも対象となるか。	兵庫県内の実店舗で購入された場合のみが対象となるため、対象外となります。
17	とりあえず冷蔵庫の買替補助の申請をし、後でエアコンの買替補助の申請をしたいが、申請できるか。	申請は1回限りとなりますので、このケースでは、エアコンの申請はできません。
18	子ども部屋にエアコンがないため、エアコンを購入したいが、対象となるか。	買い替えを対象としているため、対象外となります。
19	A店でエアコン、B店で電気冷蔵庫を購入した場合、どのように申請すればよいのか。	エアコン、冷蔵庫の購入費用を合算して申請することになります。1世帯につき1回の申請に限られるため、別々に申請することはできません。
20	いつからの購入が対象ですか。既に関ってしまった家電は対象になりますか。	「令和6年7月1日（月）以降に購入及び納品が完了した家電」が対象になります。6月30日（日）以前に購入及び設置した家電は対象となりません。
21	対象経費に含まれるものは何ですか。	対象家電の本体価格（税抜き）です。
22	設置工事費、部品代、電気工事費はすべて対象になりますか。	設置工事費、配送料、保証料、リサイクル料、収集運搬料等は対象になりません。 <u>※対象となる費用の例</u> ・対象家電本体の購入費 <u>※対象とならない費用の例</u> ・消費税及び地方消費税 ・設置工事費 ・配送料 ・家電リサイクル料金 ・保証料金 ・クーポン券で割引された額及び（店舗独自の）ポイント利用分

23	必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。	申請に必要な添付書類は以下のとおりです。 エアコン、冷蔵庫の場合 (1)領収書等の写し (2)メーカーが発行した対象家電の製造番号等が分かる保証書の写し (3)家電リサイクル券の排出者控の写し (4)買替え前の機器の製造年が分かる写真又は書類の写し (5)対象家電が省エネ基準達成率 100%以上であることが分かる書類 (6)世帯全員の住民票 (7)申請者の口座情報を確認できる書類又は通帳の写し LED照明器具の場合 (1)領収書等の写し (2)メーカーが発行した対象家電の製造番号等が分かる保証書の写し (3)LED照明器具設置前後の写真(既存照明器具の写真は、LED照明器具でないことが分かる写真であること。) (4)省エネ基準達成率 100%以上であることが分かる書類 (5)世帯全員の住民票 (6)申請者の口座情報を確認できる書類又は通帳の写し
24	対象となる家電をまとめ買いしたら、それら全てに補助金が出るか。	対象となる省エネ家電製品等の購入合計額の5分の1(20%)が補助額となります。補助上限額は4万円(市内店舗)、3万円(市外店舗)です。
25	電子マネー、クレジットカード、QRコード決済で支払っても対象となるか。	支払方法に制限はありませんので、対象となります。
26	どこに申請すればよいですか。	提出先・問合せ先となる窓口については、高砂市役所3階の環境政策課になります。
27	申請方法はありますか。	受付期間内に電子申請していただくか、市役所環境政策課に書類を提出してください。 (1)電子申請の場合 パソコンやスマートフォン等から、データの入力や必要な書類の画像を投稿することで申請が可能です。 (2)環境政策課へ提出する場合 やむを得ず郵送で提出の場合には簡易書留を利用するなど、書類が確実に届くようにしてください。また、記載内容の誤りや不足書類などの不備がある場合には、不備が解消されるまで受付ができませんのでご注意ください。
28	申請用紙はどこで手に入りますか。	市ホームページからダウンロードいただくか、環境政策課窓口、各地域交流センターで配付しております。
29	自分が窓口に行けない場合は、代理人に窓口へ届けさせてもよいか？	申請者と同一世帯の方が申請に来られる場合、委任状は必要ありません。 別世帯の方による代理での提出の場合は委任状が必要になります。 なお、申請に係る連絡や交付決定等の通知送付先は、申請者あてに行います。

30	家電製品製造者（メーカー）が発行する保証書の写しの代わりに、販売店が発行する保証書の写しを提出することは可能か。	対象製品の区分、メーカー、型番等が確認できるものであれば、メーカー発行の保証書以外に販売店からの長期保証書等でも構いません。
31	領収書の発行金額は、工事費など諸費用を含む総額でも大丈夫ですか。	領収書の発行金額が工事費などを含む場合、製品購入金額の確認ができなくなります。領収書の但し書きに製品番号、製品本体の購入に伴う支払額（税抜）などを必ず記載してください。
32	（エアコン、冷蔵庫の場合） 買替前の家電の製造年が分からないがどうすればよいか。	買替前の家電の保証書等、家電の型番・品番が分かるものを提出してください。製造年が分からない場合は、環境政策課へお問合せください。
33	補助金の支給はいつ頃になるのか。	申請（請求）後 1～2 か月以内に指定口座に振り込む予定です。 ただし、申請が一時期に集中した場合は、遅れる可能性があります。
34	4千円の家電（LED）を買った場合も補助対象になりますか？	対象経費が 税別5千円未満の場合は、切捨ての関係で対象になりませんが、合算して税別5千円以上になる場合は、補助対象になります。
35	エアコンは市内店舗で、冷蔵庫は市外店舗で購入した。この場合、上限額はどうなるのか。	すべて市内店舗で購入した場合のみ上限額が4万円となります。市内・市外店舗を併用した場合は、市外店舗の上限額（3万円）を適用します。